

京都市上下水道局低入札価格調査取扱要領

決定 平成 10 年 10 月 1 日

改正 平成 13 年 12 月 27 日、平成 14 年 12 月 27 日、平成 15 年 3 月 28 日、平成 16 年 4 月 1 日、平成 17 年 6 月 21 日、平成 18 年 1 月 4 日、平成 20 年 12 月 1 日、平成 21 年 2 月 16 日、平成 21 年 7 月 1 日、平成 22 年 6 月 28 日、平成 23 年 12 月 21 日、平成 24 年 5 月 31 日、平成 25 年 5 月 31 日、平成 28 年 5 月 31 日、平成 28 年 11 月 22 日、平成 30 年 4 月 1 日、令和 2 年 3 月 27 日、令和 3 年 3 月 31 日

この取扱要領は、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づく低入札価格調査に係る手続その他の取扱いについて定める。

(低入札価格調査の趣旨)

第 1 条 低入札価格調査は、対象工事に応じてあらかじめ設定した価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約の申込みがあった場合に、その申込みをした者によりその価格によって当該契約の内容に適合した履行がされると認められるか否か（以下「履行の可否」という。）を調査し、その者を落札者とするものの可否を決定するために行う。

(低入札価格調査の対象とする工事)

第 2 条 低入札価格調査の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 3 条第 1 項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件において「特定役務のうち建設工事の調達契約」の区分の基準額として告示された額以上の工事及び京都市上下水道局総合評価競争入札の実施に関する要領第 1 条に規定する総合評価競争入札により契約の相手方を決定する工事とする。ただし、低入札価格調査の対象にすることが適当でない認められるときは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、特に必要と認められる工事を対象工事とすることがある。

(調査基準価格)

第 3 条 調査基準価格は、別に定めるところにより算定した額とする。

(対象工事の通知)

第 4 条 対象工事である旨の入札参加者に対する通知は、入札説明書又は入札通知書により行う。

(積算内訳書の提出)

第 5 条 対象工事の入札に当たっては、入札参加者から、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応する積算内訳書の提出を求めるものとする。

(入札の取扱い)

第 6 条 調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、落札決定を保留し、入札参加者のうち最低の価格で入札した者（以下「調査対象者」という。）に対して調査を行うもの

とする。

2 前項に当てはまる場合、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者（以下「低入札者」という。）に対し、直ちに、次に掲げる書類を提出するよう求めるものとする。

(1) 調査を行う対象工事（以下「調査対象工事」という。）において予定している各下請負人の施工の分担関係を表示した書類で、建設業法第24条の8第4項に規定する施工体系図に準じたもの

(2) 調査対象工事において予定している各下請負人との下請契約書又は当該各下請負人からの見積書、請書等で、下請に係る請負金額が分かるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、調査に必要と認められる書類

3 調査対象者が調査に協力しない場合又は低入札者が前項各号に掲げる書類を提出期限までに提出しない場合は、調査対象工事について契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認定するものとする。

（失格基準価格）

第6条の2 前条第1項の規定にかかわらず、失格基準価格（調査基準価格に10分の9.8を乗じて得た額をいう。）を下回る価格で入札を行った場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認定し、その入札を無効とする。

（調査）

第7条 調査は、契約会計課及び契約要求課の職員が共同で行う。

（調査項目）

第8条 調査対象工事に応じて、おおむね次のような調査項目により、調査する。

- (1) その価格により入札した理由、積算の説明
- (2) 当該工事付近における手持工事の状況
- (3) 当該工事に関連する手持工事の状況
- (4) 当該工事個所と入札者の事業所、倉庫等との関係
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (7) 手持機械の状況
- (8) 労働者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者等
- (10) 経営内容等
- (11) その他の必用な事項

2 第6条、前条及び前項に定めるもののほか、調査に関し必要な事項は、別に定める。

（履行の可否の判断）

第9条 契約要求課課長は、契約会計課長に対して、履行の可否についての意見を表明する。契約会計課長は、契約要求課課長の意見を参考にして、履行の可否について判断する。

(履行が可能と判断した場合)

第10条 調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに当該調査対象者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせるものとする。

(履行が可能と判断できない場合)

第11条 調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、調査対象者に入札を無効とする旨を通知し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者とし、次順位者に対しては、落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を知らせるものとする。ただし、次順位者の入札価格が、対象工事に応じてあらかじめ設定した調査基準価格を下回る価格である場合は、その者について低入札価格調査を行うものとする。

2 第7条から前条までの規定は、前項ただし書きの規定により低入札価格調査を行う場合に準用する。

(調査を経て契約を締結した場合)

第12条 調査を経て契約を締結した場合、当該契約の相手方となる者（共同企業体にあつては、その構成員）は、当該調査対象工事の契約日から当該工事が完了する日まで、上下水道局が発注する新たな工事（当該工種に限る。共同企業体による工事を含む。）の入札に参加できないものとする。ただし、契約日から当該工事が完了する日までの期間が1年を超える場合は、当該契約日から1年を経過する日までとする。

2 調査を経て契約を締結した場合、京都市上下水道局契約規程第34条第1項に規定する契約保証金の額は、当該契約金額の100分の30以上に相当する額とする。

3 調査を経て契約を締結した場合、京都市上下水道局が発注する公共工事に要する経費の前金払に関する取扱要領第2条第1項第1号に規定する前払金は、当該請負代金の2割以内に相当する額とし、同項第2号に規定する中間前払金については、適用しないものとする。

4 調査を経て契約を締結した場合、調査対象工事の入札に当たって管理者が定めた要件を満たす監理技術者又は主任技術者を工事現場に配置するのとは別に、当該要件を満たす監理技術者又は主任技術者1名を補助技術者として工事現場に専任で配置するものとする。ただし、契約の相手方となる者が共同企業体の場合は、構成員ごとに、当該要件を満たす監理技術者又は主任技術者（主任技術者にあつては国家資格を有する者）1名を補助技術者として工事現場に専任で配置するものとする。

(調査対象工事の監督及び検査の強化)

第13条 調査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認められた調査対象工事については、重点的な監督及び検査を行うことにより、工事の適正な施工を確保するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成10年10月1日から施行する。
- 2 低入札価格調査制度導入に伴う基本方針（平成9年7月23日決裁）は、廃止する。

附 則（平成13年12月27日決定）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成14年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要領による京都市水道局及び下水道局低入札価格調査取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（平成14年12月27日決定）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成15年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要領による改正後の京都市水道局及び下水道局低入札価格調査取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約から適用する。

附 則（平成15年3月28日決定）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要領による改正後の京都市水道局及び下水道局低入札価格調査取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（平成16年4月1日決定）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要領による改正後の京都市上下水道局低入札価格調査取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（平成17年6月21日決定）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成17年7月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要領による改正後の京都市上下水道局低入札価格調査取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

する。

附 則（平成 18 年 1 月 4 日決定）

（施行期日）

1 この要領は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この要領による京都市上下水道局低入札価格調査取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（平成 20 年 12 月 1 日決定）

（施行期日）

1 この要領は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この要領による京都市上下水道局低入札価格調査取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

（施行期日）

1 この要領は、平成 21 年 2 月 16 日から施行する。

（適用区分）

2 この要領による京都市上下水道局低入札価格調査取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（平成 22 年 6 月 28 日決定）

（施行期日）

1 この要領は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この要領による改正後の京都市上下水道局低入札価格調査取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（平成 23 年 12 月 21 日決定）

（施行期日）

1 この要領は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この要領による改正後の京都市上下水道局低入札価格調査取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（平成 24 年 5 月 31 日決定）

（施行期日）

1 この要領は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要領による改正後の京都市上下水道局低入札価格調査取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（平成 25 年 5 月 31 日決定）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要領による改正後の京都市上下水道局低入札価格調査取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（平成 28 年 5 月 31 日決定）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要領による改正後の京都市上下水道局低入札価格調査取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（平成 28 年 11 月 22 日決定）

（施行期日）

- 1 この要領は、決定の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要領による改正後の京都市上下水道局低入札価格調査取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日決定）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要領による改正後の京都市上下水道局低入札価格調査取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日決定）

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要領による改正後の京都市上下水道局低入札価格調査取扱要領の規定は、この要

領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（令和３年３月３１日決定）

この要領は、令和３年４月１日から施行する。